慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フランスにおける女性へのシティズンシップの拡大 : パリテ導入に対するEUの影響
Sub Title	Extension de la citoyenneté des femmes en France : effet de l'Union européenne sur l'introduction de la parité
Author	鈴木, 規子(Suzuki, Noriko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.2 (2016. 2) ,p.389- 413
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	関根政美教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160228-0389

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランスにおける女性へのシティズンシップの拡大

――パリテ導入に対するＥＵの影響――

鈴木規子

はじめに
1　フランス女性のシティズンシップ獲得の経緯
2　パリテを導入した国内要因
3　フランスの政治状況
4　ＥＵの男女平等政策と加盟国への影響
おわりに

はじめに

一九九九年にフランスでは「男女平等に関する一九九九年七月八日憲法的法律」[1]が制定され、憲法改正が行われた。これを受けて二〇〇〇年に選挙法を改正し、「選挙によって選出される議員職および公職への男女平等な

アクセスを促進する二〇〇〇年六月六日法」[2]を制定した。この通称「パリテ」法は、議員数を男女同数、つまり五〇対五〇にするという考えである。こうした法制度の改正が行われた背景には、フランスの議会における女性議員の少なさの問題がある。

世界一六六か国の国会議員から構成される「列国議会同盟」（ＩＰＵ）の調査結果によれば、国会議員に占める女性議員比率は平均二二％台であるが、地域別にみると北欧諸国では四一％、また国別にみると一位がルワンダで六三・八％、二位がボリヴィアで五三・一％、三位がキューバで四八・九％と、過半数を超える国もある。[3]このように、女性議員が途上国で多く誕生している背景として、クォータ制の導入が挙げられる。最も女性議員比率の高いルワンダも憲法に「女性議員を三〇％以上とする」と定めている。クォータ制はそれぞれの国で男女に差が出ないようにあらかじめ議席比を決められることから、「女性議員増加のための唯一の対策」（ＩＰＵ）なのである。[4]

ヨーロッパ諸国でも北欧を中心にクォータ制が、政治的分野へ女性の進出を促すためのポジティヴ・アクション（積極的差別是正措置）の一種として用いられている。その考え方は次の三つに分類できる。[5]一つは「憲法改正（および法律）による強制」であり、これにはパリテすなわち男女同数制を導入したフランスがあてはまる。二つめは「法律による強制」で、国会議員選挙の政党候補者名簿に「三三％クォータ制」を導入したベルギーの例があてはまる。三つめは「政党による自発的な規制」で、北欧諸国のほか、ドイツの社民党による「三三％クォータ制」や緑の党の男女交互名簿方式による「五〇％クォータ制」、イギリスの労働党が小選挙区制ながら女性単独候補者制やツイン方式を導入している例があてはまる。

このように、クォータ制を導入するためにフランスのように憲法を改正する国は珍しく、法制化や政党による自発的規制の方がＥＵ諸国では多くみられる。その結果、クォータ制を採用しているスウェーデン、フィンラン

ド、デンマーク、ベルギー、ドイツでは女性議員比率が三割以上、イギリスでも三割弱となっている。なお、クォータは三割以上でないと少数者の意見がだしづらい雰囲気になってしまうので、その意味では好ましい状況となっている。他方、フランスは、憲法を改正し、男女同数としたにもかかわらず、実際にはパリテ導入後も女性議員は二六・二％である（二〇一五年八月時点、表1参照）。これはEU加盟国のなかで真ん中に位置している。もちろん、パリテ法以前の一九九七年時点で女性議員比率が一〇・九％で、EU諸国では最下位のギリシャに次ぐ記録であったことと比べれば改善されているのだが、男女同数には程遠い。しかも憲法改正という、クォータ制の上記三類型のなかで最も強いパリテ（五〇対五〇）を導入したにもかかわらず、それが実行できていない。

本稿では、フランスで男女同数制が導入された背景について、国内状況とEUの影響という二つの要因から探る。このパリテ法制定をめぐるフランス国内の政治動向や議論の整理はすでに多くの先行研究によってなされている。[6] シティズンシップとジェンダーの視点に立つと、フランス特有の共和主義に基づき、政治を含む公的領域に女性が敬遠されてきたため、[7] 女性の参政権付与の遅れや、議会における女性の少なさに象徴されるように、政治的シティズンシップが遅れてきたといえる。しかし、それを解消するためとはいえ、クォータ制が主流のEU諸国にあって、フランスだけが憲法改正をして「パリテ」という、より野心的な方策をとったのはなぜなのか。その背景として、共和主義的考えがクォータ制と相容れないために、それに代わってパリテという発想を用いたのではないか、ということについて明らかにするのが第一の課題である。

そして、このような国内事情から女性議員を増やすことが困難であったにもかかわらず、男女平等を取り入れるようになった背景には、EUの影響があったのではないかという視点から考察する。鈴木（二〇〇七）によれば、EUのマーストリヒト条約施行後、加盟国では政治統合が進み、国民主権に関わるシティズンシップ、とりわけ外国人の参政権の付与についてもEU指令によって国内法が変更された。[8] 同じ時期に行われたパリテ導入に

表１　EU 諸国の議会における女性議員の割合と順位

EU 内の順位（2015 年）	世界の順位（2015 年）	国名	下院ないし一院制における女性比率［%］	
			2015 年	2011 年
1	5	スウェーデン	43.6	45.0
2	9	フィンランド	41.5	42.5
3	11	スペイン	41.1	36.6
4	13	ベルギー	39.3	39.3
5	16	デンマーク	37.4	38.0
6	17	オランダ	37.3	39.3
7	*19*	*スロヴェニア*	*36.7*	*14.4*
8	20	ドイツ	36.5	32.8
9	32	ポルトガル	31.3	26.5
10	34	イタリア	31.0	21.3
11	35	オーストリア	30.6	27.9
12	38	イギリス	29.4	22.0
13	40	ルクセンブルク	28.3	20.0
14	46	フランス	26.2	18.9
15	*47*	*クロアチア*	*25.8*	*23.5*
16	*54*	*ポーランド*	*24.1*	*20.0*
17	*56*	*エストニア*	*23.8*	*19.8*
18	*58*	*リトアニア*	*23.4*	*19.1*
19	60	ギリシャ	23.0	17.3
20	*70*	*ブルガリア*	*20.4*	*20.8*
21	*72*	*チェコ*	*20.0*	*22.0*
22	*77*	*スロヴァキア*	*18.7*	*16.0*
23	*80*	*ラトヴィア*	*18.0*	*20.0*
24	88	アイルランド	16.3	14.5
25	*97*	*ルーマニア*	*13.7*	*11.4*
26	*102*	*マルタ*	*12.9*	*8.7*
27	*104*	*キプロス*	*12.5*	*10.7*
28	*115*	*ハンガリー*	*10.1*	*9.1*

30%のライン

（出典）列国議会同盟［www.ipu.org］（2015年8月1日時点）より、下院ないし一院制の女性議員比率を、EU28 加盟国を抽出して高い順に並べ替え、2011年8月のデータと比較した。イタリック表示は2004年以降の EU 加盟国である。

関わる政策判断にも、EUの影響があったのかどうか、とくにEUの男女平等政策のフランスへの影響について明らかにすることが本稿の第二の課題である。フランスのパリテについてEUの影響という視点で直接論じたものは管見のかぎりない。しかし、ベーニングとパスキュアル（二〇〇三）によれば、EUのジェンダー主流化の影響がフランスや他のEU加盟国の雇用行動計画にみられたことや、[9]中田（二〇一一）によれば、EU加盟候補国ではEUの男女平等政策が強い外的強制力を伴って国内法に影響したことが、[10]指摘されている。こうした議論をもとに、フランスのパリテ導入へのEUの影響を明らかにすることを試みる。

以上をもとに、本稿では、パリテ法によって前進したフランスの政治的領域への女性のシティズンシップの拡大には、EUの男女平等政策の影響がみられたことを論じていきたい。そこで、はじめに、フランス女性のシティズンシップ獲得の経緯について示した後、パリテの論議による国内解釈の変更を見ていく。次に、パリテへの変化は国内の要因だけでなく、EUの影響があったことを述べていきたい。

1　フランス女性のシティズンシップ獲得の経緯

シティズンシップとは、ある共同社会の完全な成員である人々に与えられた地位身分のことである。その地位身分をもつ人々は、その地位身分に付与された権利と義務において平等である。マーシャルは、シティズンシップを公民的要素、政治的要素、社会的要素の三つに分け、その歴史的発展について分類した。[11]彼のイギリス研究によれば、公民的権利は一八世紀、政治的権利は一九世紀、社会的権利は二〇世紀にそれぞれ発展してきた。しかしこのモデルには批判があり、例えば女性が排除されているというのも一例である。[12]

たしかに、フランス女性への参政権付与は、公民的および社会的権利よりも後に整備された。一七八九年に始

まるフランス革命では、民衆が封建的な社会・政治構造を覆し、「人間および市民の権利宣言」（Déclaration des droits de l'homme et du citoyen）、いわゆる「人権宣言」によって、人種、宗教、出自の違いなく、みな平等な個人としての地位を獲得した。女性も積極的に革命に参加したことで公民的権利を獲得したのだが、一七九一年憲法に定められた参政権は男性にしか付与されなかった。「人権宣言」に対して、オランプ・ド・グージュは、女性参政権を含んだ「女性および市民の権利宣言」（Déclaration des droits de la femme et de la citoyenne）を一七九一年に発表し、人（homme）が男性（homme）という意味であると抗議した。「死刑台にのぼる権利が女性にあるのならば、同じく演壇にのぼる権利がある」と主張した彼女は、ギロチンによって処刑されたが、参政権は与えられないままだった。[13]

その後、一八〇三年に納税額に基づいた選挙権が男子に対して導入されたが、女性については相変わらず認められず、さらに一八〇四年の民法典制定によって個人としての地位も失った。[14] ナポレオン時代には革命前の状態に戻り、それを民法典が慣例として認めたため、女性の権利は大きく後退・縮小した。民法典では、妻は夫に依存し夫に従わなくてはならず、女性は法律上無能とされた。その理由は、第一に家族の団結を維持するために弱い存在である女性を保護するためであり、第二に夫が妻の私生活と職業生活をコントロールできたからである。[15]

こうした状況に変化がみられるのは一九世紀終わり頃である。一八八一年に妻に銀行の預金や引き出し、一八八六年には女性一般に預金が認められ、一八九三年には別居した妻に訴訟上のすべての行為能力が認められ、さらに一九〇七年には妻が自分の職業をもつことがようやく認められた。[16] 社会的権利のうち、教育については、一八五〇年のファルー法によって教育の自由が確立され、人口八〇〇人以上の市町村に女子のための小学校を開設する義務が課せられたし、一八七七年カミーユ・セー法により、女子教育のための施設が国、県、市町村によって建設されることとなった。[17] さらに、一八八一－八三年には公教育制度が整備され、すべての子どもの初等教育

が義務・無償となった。また、第三共和制およびヴィシー政権下、人口増加政策との関連から、出産奨励策および女性の社会的保護が充実していった。

このように女性の公民的権利、社会的権利が徐々に認められていくなかで、残されていた政治的権利である参政権が認められたのは、一八四八年の男子普選実施から一〇〇年後の一九四四年四月二一日のオルドナンスによってである。参政権付与の要因としては、戦時中のレジスタンス運動への女性の参加が挙げられている。[18] そして、一九四六年の第四共和制憲法前文（第三項）に「法律は、女性に対して、すべての領域において、男性と等しい諸権利を保障する」と明記された男女平等の原則は、一九五八年に制定された第五共和制憲法にも受け継がれ、現在に至っている。

このように、フランスのフェミニズム運動は主に性的タブーと社会的タブーに対する闘いという私的領域で表れ、[19] 女性の社会的権利や社会的保護を求めて盛んだった。例えば、長い間重大な違法行為として処罰されていた妊娠中絶は、一九七九年の中絶法制定によって妊娠一〇週目の終了までに任意の中絶の医療行為が認められるようになった。その反面、フェミニズム運動は政治との関係が希薄であったため参政権運動は弱かった。そのため、第二次世界大戦後、女性に参政権は与えられたものの、議会における女性の過少代表性が続いている。[20] 中絶法が制定された一九七九年、国民議会では四九一名の議員中、女性は一八名、わずか三・二％にすぎなかった。[21] このように女性が議員に選ばれることはあまりなかった。

2　パリテを導入した国内要因

A　クォータ制の受け止め方

議会における女性の過少代表状況を改善するため、フランスでは一九八二年に社会党のジゼル・アリミ国会議員が、人口三五〇〇人以上の市町村議会選挙では、一方の性の候補者を必ず三〇％含むというクォータ制を提案した。この法案は国民議会で採択されたのだが、反対する議員によって憲法院に付託され、その結果、クォータ制条項を違憲とする判断が下された[22]。この法案が、選挙人名簿を作成するために性を理由として候補者間の区別を含んだ点が、憲法に反すると判断された。つまり、主権者たる市民の資格について性別を理由に区別することは、国民主権の不可分性に反して許されないという考え方である。この判決がこれ以降クォータ制やアファーマティヴ・アクションの導入を阻止する根拠となってきた[23]。

ところが、その後も女性の議員が増えないことに対する批判が高まった[24]。全体から女性を区別する点が「クォータ」の違憲理由であったことから、人類は男女から成るのだから議会もこの両者が均等に代表することを求める「パリテ」の論調が広まった。もちろん、男女同数を義務化するこうした発想は、革命以来、社会にいきわたっている「市民一人ひとりの自由と平等を重視するフランス固有のメンタリティーに、本来あまりなじまないもの[25]」だったため、世論の反対もあった。だが、「フランスがパリテ導入のための憲法改正に着手した直接かつ最大の理由は、人権の母国でありながら、女性の政界進出が他のＥＵ諸国に比べて著しく遅れているという事実であった[26]」。

こうした議論の末、社会党のジョスパン内閣は、一九九九年七月八日憲法的法律によって憲法を改正した。憲法第三条に第五項として「法律は、選挙によって選出される議員職および公職への男女平等なアクセスを促進す

る」、および第四条に第二項として「政党および政治団体は、法律に定める条件に従って、第三条最終項（訳注：第三条第五項のこと）にいう原則の実施に貢献する」という、二つの条項を追加した。

この憲法改正には「パリテ」という用語は盛り込まれなかったが、男女平等の精神は強調された。そして具体的な法律として、「議員職および公職への男女平等なアクセスを促進することに関する二〇〇〇年六月六日法」（通称、パリテ法）が成立した。

なお、この法案の合憲性については、憲法院は憲法改正を承認しつつ、パリテの適用を「政治的選挙の領域」に限定していると判断したため[27]、問題は回避された。

こうしてパリテ法導入の翌年、二〇〇一年の市町村議会選挙からパリテ法が適用されることになった。人口三五〇〇人以上の市町村にはパリテが適用され、比例名簿には男女交互に候補者が並べられることになった。その結果、女性市議の割合は二六％から四七・五％へ増加し、早くもその効果が現れた[28]。

B　パリテの賛否と共和主義の考え方

以上のような背景と手続きによって、フランスではEU諸国で採用されているクォータ制ではなく、パリテという特殊な考えを採用した。Achin と Lévêque（二〇〇六）によれば、そこには共和主義の伝統や男女の関係に対するフランス独特の考え方がある。

一つは、参政権は個人の政治的平等の原則に則り、男女の区別を認めない、というフランス的普遍主義が女性参政権付与の主要な障害となっているという議論である[29]。

二つめは、公的な場面から排除された女性は、男性とは区別されて遅れて政治へ統合されたため、最終的に完全なシティズンシップを享受したものの、議員権限や政治的地位では不平等が続いている。これは、共和国が男

女の区別によって成り立っていることに起因しているという議論である。[30]

三つめは、共和主義および権利をもつ個人の中立という普遍主義を根拠に運動してきたフェミニズム運動が、性差という普遍主義を持ち出されて女性排除が正当化されてしまい頓挫してしまった。これは、個人主義と性差という対立的な普遍主義が共和国的言説に含まれているため、そこからパラドクスが生まれている、という議論である。[31]

これらの議論をもとに展開されたパリテの賛否は、フェミニストたちの間でも同じく起こった。[32] 哲学者で左派のバダンテールなど男女平等主義に基づいたパリテ反対派の議論は次の三点である。一つは、分化された性としての女性に政治的代表を認めると、共同体主義に進んでいく危険性である。二つめは、女性によって政治が人々により身近なものになると考えることは幻想で、女性の本質が男性の本質とは根本的に異なるという考え方を擁護することになるという議論である。三つめは、女性の存在をクォータ制によって強制することは、女性が自分の力ではなくパリテによって地位を獲得したのだと感じさせ、かえって女性に屈服感を与えるという議論である。

これらの議論によって立つと、女性が政治から排除された状態であることは変わらず、たとえ女性が権力をもつ立場に立っても、女性をシステムから排除して、女性を尊重しない男性による政治的支配が温存されてしまう。[33]

他方、同じ哲学者で左派のアガサンスキは、「人間のもつ唯一の普遍的差異、それは、性の二元性である」という論理で、男女共生という普遍性に基づいたものとしてパリテを擁護した。[34] この男女「両性の結合」という論理によって、国会の議席を男女同数（パリテ）にするという考えは容認された。

こうしてパリテが容認されるようになったのだが、運用面においてパリテは「五〇％クォータ制」とどう違うのかという疑問が残る。これについて、先述したクォータ制の分類の中で辻村はフランスのパリテ法を強制的クォータ制の中に位置づけていた。それでは、「五〇％クォータ制」をパリテと言い換えているのだろうか。こ

れについて、フランスのロビイストは「同じと考えてよい」[35]と述べている。しかし、男女平等（パリテ）はより野心的な数値目標であるため「実現が難しい」と答えている[36]。

C　シティズンシップの変容

こうして、パリテという論理のもと、これまでの政治という公的領域は男性が担い、女性を排除しようとする共和主義的なシティズンシップの考え方を変え、女性の政治参加を進める動きが出てきたのである。

同じ一九九九年に、民法典改正によって導入されたパックス（民事連帯協約）が生まれたことも、この時期のフランスの共和主義の考え方の変更を表しているといえるだろう。これによって、婚姻関係にない異性または同性の、近親関係にない成年カップルに法的身分が付与された。この変更について、「公私の領域区別がはっきりしていたフランスでも、実質的平等が叫ばれるなか、現状への対応から、私的とみなされてきた領域における変化に公的制度を機能」させる必要がでてきたとして、「公－私領域の区別の崩壊」を指摘するものもある[37]。しかしながら、フランスでは戦時中に行われた出産奨励策（ナタリスム）のように、これまでも家族という私的領域に国家が介入することが受容されてきたので[38]、「公－私領域の区別の崩壊」とはいえないだろう。そうではなく、これまで「普遍的」とされてきた共和主義に守られてきた状況が、非婚カップルや女性といったマイノリティから、現状に合っていないと批判され、こうした国内与件の変化から、個人のもつ権利の「実質的平等」を実現するため、国家が制度変更を行ったといえるだろう。

3　フランスの政治状況

A　シラク大統領時代――男女パリテ監視委員会

こうした制度変更が可能になったのはなぜか。これについて、一九九五年に大統領に選出されたシラク政権という時代に注目して考えてみたい。シラクが大統領に選ばれる前は、社会党のミッテランが一九八一年から二期一四年間、大統領を務めていた。ミッテラン大統領の一期目には女性権利担当大臣の任命や、先述したクォータ制法案の提出、フランス初の女性首相就任など、女性の権利拡大に向けた政治的・社会的アピールがされていた。

ミッテランの後に大統領に就任した右派のＲＰＲ党首のシラクは、女性権利担当大臣の任命、そして首相直属の機関として男女パリテ監視委員会（Observatoir de la parité entre les femmes et les hommes）を一九九五年に設立した[39]。男女パリテ監視委員会では、男女平等に関する報告書を提出してきた。シラク政権下で出された報告書の概要と時期をみながら（表2参照）、国内政治の状況について以下に述べたい。

第一の報告書（**政治生活におけるパリテ**）は、政治における女性の数的状況とパリテを進めるための理論や手続きについて、一九八二年のクォータ制法案を提出した左派のアリミと右派のバシュロ男女パリテ監視委員会委員長によって、右派政権のジュペ首相に提出されたものである。

一九九七年に国民議会選挙で右派を敗って誕生したジョスパン社会党内閣のもと提出された第二の報告書（**政治でのパリテに向けて**）は、フランス政治における女性の過少代表性についての現状報告と、選挙法の改正などパリテ実現のための提案が発表された。そしてパリテ法の基となった。第三の報告書（**男女間のパリテ：民主主義への前進**）は、二〇〇〇年六月六日法施行後、初めて実施された市町村議会選挙等に関する男女議員数の結果が報告された。

表２　男女パリテ監視委員会の報告書に関する一覧

	報告書	提出者	提出年月	提出先
1	政治生活におけるパリテ	G. アリミ、R. バシュロ	1996 年 12 月	ジュペ首相（右）
2	政治でのパリテに向けて	D. ジロ	1999 年 9 月	ジョスパン首相（左）
3	男女間のパリテ：民主主義への前進	C. ジェニソン	2002 年 3 月	ジョスパン首相（左）
4	なぜ政治でのパリテがフランス民主主義の賭けでありつづけるのか	M-J. ジンマーマン	2003 年 3 月	ラファラン首相（右）
5	来たる選挙：パリテを実践させる	M-J. ジンマーマン	2003 年 12 月	ラファラン首相（右）
6	2000 年 6 月 6 日法の直接的・間接的影響：県議会選挙の総括	M-J. ジンマーマン	2005 年 3 月	ラファラン首相（右）

（出典）筆者作成

二〇〇二年五月に実施された国民議会選挙で誕生した右派内閣のラファラン首相に提出された第四の報告書（**なぜ政治でのパリテがフランス民主主義の賭けでありつづけるのか**）は、二〇〇二年の国民議会選挙のパリテ適用について検討している。それによると、同選挙は小選挙区制のため候補者のいずれかの性が五〇％に達していない政党に財政的な罰則を設けているのだが、それでも女性議員が少なかった、と課題が挙げられている。第五の報告書（**来たる選挙：パリテを実践させる**）は、候補者名簿上の男女交互を厳格化する提案によって政治でのパリテの価値が上がることから、今後予定されている選挙でもパリテ適用を監視することが述べられている。第六の報告書（二〇〇〇年**六月六日法の直接的・間接的影響：県議会選挙の総括**）は、パリテ法が導入されて五年がたち、その直接的・間接的影響について報告されている。

以上のように、男女パリテ監視委員会の報告書には、パリテ法の誕生から実施後の男女の議員数が同数になっているかどうかの調査結果と課題が示されており、その方針は報告書の提出先が右派であろうと左派であろうと継続して行われていることがわかる。

B　政権交代と継続性

前記のように、シラクは大統領就任後まもない一九九五年に男女パリテ監視委員会を設立し、同じ党のバシュロ議員を同委員会委員長に任命した。そして第一の報告書は、左派のアリミとともに、政治における女性の状況について男女の数を均等にすること、それを促進するための制度や理論について提案した。このことは、左右の違いなく、政治における女性の過少代表性を改善する必要性が共有されていることを表しているだろう。政権交代があっても政治においてその必要性が共有されている例として、男女パリテ監視委員会の存続と、女性閣僚の増加を挙げて説明する。

まず、男女パリテ監視委員会について、一九九七年に政権交代が起こり、右派の大統領と左派の内閣というコアビタシオンが誕生しても、男女パリテの方針は変わらなかった。コアビタシオンのもとでの大統領と首相の役割分担は、内政については首相・内閣に権限があるのだが、五年間続いたコアビタシオンでも男女パリテ監視委員会は存続した。この間、第二の報告書が出されてパリテ法の基となり、憲法改正、パリテ法、パリテによる初の選挙の実施という流れで、男女同数が実践へと移されたのがこの時期だった。

二〇〇二年の大統領選挙そして直後の国民議会選挙の結果、コアビタシオンというねじれは解消され、ラファラン右派内閣が政権を運営していく中で、地方・国政・EUレベルにまたがる諸選挙が実施された。そのたびに男女パリテが守られているかどうか、監視委員会による検証がなされてきた。

以上みてきたように、一二年間のシラク大統領政権下にパリテという考え方が政党の左右の区別なく共有されて、政治環境が整えられたことは、一連の男女平等に関する国内法整備にプラスに働いたといえる。

次に、議員の男女パリテに関連して、シラク政権下で閣僚の女性比率を高めるため努力が始められた。シラク大統領の一期目（一九九五–二〇〇二年）に誕生した内閣の女性比率をみてみると、[40] 第一次ジュペ内閣（一九九五

年五－一一月）では二八・五％（閣僚四二人中、女性一二人）、第二次ジュペ内閣（一九九五年一一月－一九九七年六月）では一二・五％（閣僚三二人中、女性四人）と減ったが、ジョスパン内閣（一九九七年六月－二〇〇二年五月）では初めて三〇・七％（閣僚二六人中、女性八人）を達成した。大統領二期目（二〇〇二－二〇〇七年）には、第一次ラファラン内閣（二〇〇二年五－六月）では二二・二％（閣僚二七人中、女性六人）、第二次ラファラン内閣（二〇〇二年六月－二〇〇四年三月）では二六・三％（閣僚三八人中、女性一〇人）、第三次ラファラン内閣（二〇〇四年三月－二〇〇五年五月）では二二・五％（閣僚四〇人中、女性九人）であった。ドヴィルパン内閣（二〇〇五年五月－二〇〇七年五月）では一九・三％（閣僚三一人中、女性六人）であった。シラクの後、大統領に就任したサルコジ政権下では女性閣僚が三割を占めるようになった。第一次フィヨン内閣（二〇〇七年五－六月）では三五％（閣僚二〇人中、女性七人）、第二次フィヨン内閣（二〇〇七年六月－二〇一〇年一一月）では三五・五％（閣僚三一人中、女性一一人）、第三次フィヨン内閣（二〇一〇年一一月－二〇一一年二月）では三六・六％（閣僚三〇人中、女性一一人）である。そして、二〇一二年に誕生したオランド大統領のもとで、初めて閣僚の男女同数が実現した。

以上のように、左右の政党色にかかわらず、男女パリテの方針が共有されて継続した。その要因として、次節ではEUの影響を挙げて考えてみたい。

4　EUの男女平等政策と加盟国への影響

一九九三年一一月一日にマーストリヒト条約が批准されて、欧州統合が経済共同体から政治共同体になったことも、フランスの国内政治運営に影響を与えたと考えられる。ECからEU（欧州連合）への移行は、加盟国の

経済政策以外の分野にも主権委譲が求められることになり、加盟国の内政がもはやフリーハンドではいかなくなるからである。さらに、シラク大統領就任と同じ一九九五年に締結されたアムステルダム条約では、スウェーデン、フィンランド、オーストリアのＥＵ加盟が決まった。後述するように、男女平等政策が進んでいる北欧がＥＵに加盟したことによって、男女平等に関するＥＵの政策が重要になり、当該分野で「遅れた」国にもＥＵレベルが求められるようになるからである。

本節では、ＥＵの政策がフランスの男女平等に関する政策に影響を与えているのではないか、について検討するため、まず、ＥＣからＥＵにかけて取り組んできた男女平等に関する指令とその戦略について述べる。次に、こうしたＥＵ政策の影響が他国においてみられたのかどうか、文献調査を基に比較してみる。

Ａ　ＥＵの男女平等に関する指令と戦略

ＥＵでは、男女平等の実現に向けて、ＥＵ諸機関（欧州委員会、理事会、欧州議会）、さらには女性運動関連のロビー団体等と連携し、ＥＵ諸機関の内側と外側から加盟国へ男女平等政策を実現するための働きかけを行っている。その経緯をみると、三つの戦略を段階的にとってきた[41]。

第一に、最初の欧州共同体が発足した一九五七年のローマ条約の下で出された、一連の男女平等待遇に関する欧州理事会指令である。男女同一賃金原則（一九七五年）、雇用職業男女平等待遇（一九七六年）、社会保障に関する平等待遇（一九七九年）、職域社会保障制度（一九八六年）、妊娠出産労働者の安全と健康（一九九二年）のように、欧州理事会の出す指令が、男女平等に関する政策として加盟国の国内法に転換されていった[42]。一九九〇年代には、ＥＣ条約に基づいて成立した労働時間編成（一九九三年）、育児両親休暇、改正・職域社会保障制度（一九九六年）、性差別訴訟における挙証責任（一九九七年）、パートタイム労働（一九九七年）、改正・労働時間編成、

改正・雇用職業（二〇〇二年）に関する指令が出された。[43]

これらの機会均等原則によって女性の不利を是正してきたが、それでも解決できない問題に対して、ポジティヴ・アクションとして、男女平等をめざして女性を優遇し補塡する政策をとるのが第二の戦略である。これは男女の違いを強調することで成り立つ考え方だが、女性が劣っているという先入観を与えるといった限界もある。

そこで、一九九六年以来、EUは「ジェンダー政策の主流化」という第三の戦略も並行してとるようになった。これは「生活のあらゆる場面における不平等を改善し、男女平等を促進していくプロセス」で、EUのあらゆる政策や行動計画にジェンダーの視点を加えていくものである。[44] ジェンダー政策の強化を狙った、機会均等に関する第五次行動計画（二〇〇一－〇五年）にもこの戦略は反映されている。その重点課題としては、「経済生活における平等」、「意思決定における平等参画と代表の促進」、「社会的権利に対する平等アクセス」、「性別役割に関する固定観念の変更促進」の五つの分野が挙げられている。

以上のように、男女平等アプローチが、当初の雇用機会均等といった労働や社会政策に関連した分野から、経済や政治など生活のあらゆる場面へ広がり、より包括的な考え方にシフトしていった。[45] こうして、加盟国において様々な政策の中心に男女平等の視点が取り入れられるようになっている。

B　EU政策の加盟国への影響

欧州理事会指令が出されると、加盟国は国内法に置換しなければならない。それゆえ、EU加盟諸国において、EUのジェンダー主流化政策が取り入れられることになった。EUの政策に男女平等が主流となり充実していった時期は、一九九六年に北欧諸国がEUへ加盟したのと同じ時期でもあり、二つの出来事は無関係ではない。

北欧諸国では、社会政策が充実し、女性議員を増やすためにクォータ制を導入している。スウェーデンでは、

一九七〇年代から名簿式比例代表選挙の女性候補者を四〇－五〇％にする目標が政党内で定められ、男女交互の名簿記載方式を採用した結果、女性議員が四〇％を超えるようになった。そして、スウェーデンがＥＵに加盟する際、「アムステルダム条約に示されるＥＵの主要原則のなかに、機会の平等を含めることに貢献してきたとスウェーデン政府は主張している」[46]。つまり同条約のなかに主流化戦略を取り入れ、ジェンダー平等がＥＵの優先事項の中で相対的に高い位置におかれたことは、スウェーデンの努力の重要な結果なのである[47]。

このような北欧新加盟国の働きかけがあって、一九九九年、ＥＵ委員会はジェンダー主流化という考え方を加盟国の雇用戦略ガイドラインに統合することとなった。これによって、ガイドラインに調印した加盟国が毎年起案する国内行動計画の中で、男女平等が重要な概念として占めるようになった。こうして、加盟諸国に男女平等政策が収斂化されていった[48]。

フランスが一九九九年に策定した雇用行動計画も、雇用に関することだけでなく、政治・経済的制度にもＥＵのジェンダー主流化が反映されており、「ＥＵ戦略とジョスパン政権の政治的意志の産物[49]」といわれる。このなかに、(1)公選職とその活動に参加しうる方法を導入するための憲法改正、(2)一九九八年に女性の権利を担当する国務省を設立して対応する、(3)女性の権利に関わる省庁間委員会を再建する、といった項目が挙げられている[50]。ここから生まれたジェンダー主流化政策の事例としては、教育制度、行政サービス、二〇〇〇年の職業平等法が挙げられる。

(1)についてはパリテ法、(2)については女性権利省、パリテ特任省の設立として結実した。(3)については、教育制度における男女平等に関する省庁間の協定を例として挙げて、ジェンダー主流化がフランスに導入される前と後での、実施枠組みの変化を説明してみよう[51]。

ジェンダー主流化以前の、一九八四年の女子の職業選択の多様化に関する協定は、国民教育省と女性権利省の

間で締結され、学校教育内にとどまる政策であった。しかし、ジェンダー主流化以後、二〇〇〇年二月に結ばれた「教育制度における児童・成人の男女機会平等の促進のための協定」は、学校教育担当省、国民教育・研究・技術省、雇用連帯省、農業漁業省、女性権利・職業養成担当省が関与し、より総合的で包括的な政策が展開されるようになった。さらに、二〇〇六年六月に結ばれた「教育制度における児童・成人の男女平等のための協定」では、雇用・社会結合・住宅省、国民教育・高等教育・研究省、法務省、運輸・設備・海洋省、農業漁業省、文化通信省、社会結合・パリテ特任省、高等教育・研究特任省の合計八省が関与している。以上のように、一九九九年の雇用行動計画に盛り込まれたジェンダー主流化は、女性の権利にかかわる政策を講じる省庁を幅広く巻き込み連携しながら、包括的に展開されるようになったことがわかる。

また、EU加盟国だけでなく加盟候補国においても、EUの男女平等政策の国内法化への影響がみられる。EU法制に国内法を適合させることが加盟候補国に求められているのだが、その中にEUの男女平等政策も含まれていた。その結果、チェコでもこれらのEU「アキ」の国内法への置換を通して、男女平等政策に関して既存加盟国よりも強い外的強制力を伴って国内法化されていった。(52)

以上のことから、EU加盟国では一九九〇年代後半からEUの男女平等が様々な政策において導入されていき、ジェンダー主流化が既存加盟国でも候補国でも国内法に取り入れられるようになった。そして、その結果、EU加盟諸国に男女平等政策の収斂化がみられるようになった。そうした実態は、フランスでも確認できた。

おわりに

本稿では、フランスで女性議員の少ない状況を改善するために、男女同数を意味するパリテという論理が導入

された背景について、国内における共和主義的なシティズンシップの変容を歴史的に概観し、さらに国内政治動向およびEU政策の影響という要因から検討を行い、女性のシティズンシップの拡大について説明を試みた。

パリテ法が導入されて一五年が経過したが、「この間の変化は大きい」と、男女パリテ監視委員会初代事務局長は次のように述べている。「（その変化は）女性の地位向上にとどまらない。それまで政治とは無縁だった層を大量に政界に呼び込み、政界の体質が明らかに変わってきた」[53]。

二〇一二年に就任したオランド政権では閣僚の男女比を半々にするという公約にしたがい、エロー内閣では閣僚三四人のうち半数の一七人を女性にした。例えば、ナジャット・ヴァローベルカセムは当時、女性権利相兼政府報道官として就任したが、「もし女性の候補者を探す必要がなかったら、彼女がリヨンの市議会選挙に立候補する機会もなく、その後大臣にされることもなかったかもしれない」[54]。同じく文化・通信相に就いたオレリー・フィリペティも、緑の党の地方議員として政界入りしたが、パリテ法がきっかけだった。その他、二〇一四年三月に行われたパリ市長選挙では、候補者に左派のアンヌ・イダルゴと右派のナタリー・コシウスコモリゼという女性二人が名乗り出た。これも「パリテ法があったからこそ頭角をあらわすことができた」のであり、最終的にはイダルゴが初の女性パリ市長に就任した。また、二〇〇七年の大統領選挙では、社会党のセゴレーヌ・ロワイヤルが女性として初めて主要政党の公認候補として立候補したこと、そして決選投票に進んで「大統領に女性がなりうる」可能性を示したことも、パリテ法による変化として位置づけられる。

パリテ法の大きな意味として、「これまで政治と無縁だった層の出身者が政治にかかわるようになったこと」であり、「政治経験のなかった人々こそが、政界の古い体質を変えることができる」[55]。パリテ法がもたらしたこうした変化は、政治色に限らず、一種のモデルとして浸透し、いまや女性の登用が社会の様々な分野で顕著になっている。

このようにフランスの女性のシティズンシップのなかで遅れていた政治的権利、なかでも議会における女性の過少代表はパリテによる強制で改善され、社会の受け止め方も変化してきた。従来のフランスの共和主義的なシティズンシップのモデルがパリテによって変容してきたといえるだろう。そして、こうした変化は本稿で着目したように、パリテ導入時期にEUのジェンダー主流化が進んでいたという外的要因も見逃すことができない。フランスの近年の女性のシティズンシップの拡大は、国内要因とEUの影響という両輪によって前進してきたといえるだろう。

しかし、本稿では触れられなかったが、政治領域全般にパリテが浸透しているとはいえない。表1で示したように、フランスの議会に占める女性比率は改善してきたとはいえ、まだ二六%にすぎない。その原因は、法律によってパリテの強制が効いている選挙では女性議員の比率が高まっているが、国民議会選挙や元老院議会選挙といった国政レベルの選挙では部分的にしか導入されていないため、女性比率が低いままとなっている。国政レベルにおいてはいまだに女性登用への抵抗が根強いことから、国家主権と結びつきの強い領域では、共和主義的な考えがまだ根強く残っているといえる。これについては、社会党のオランド大統領のもと、男女パリテ監視委員会から二〇一三年に改編された男女平等高等委員会（Haut Conseil à l'égalité entre les femmes et les hommes）による報告を中心に今後の変化に注目していきたい。

（1） Loi constitutionnelle No.99-569 du 8 juillet 1999 relative à l'égalité entre les femmes et les hommes.

（2） Loi No.2000-493 du 6 juin 2000 tendant à favoriser l'égal accès des femmes et des hommes aux mandats électoraux et fonctions électives.

（3） Inter-Parliamentary Union, Women in National Parliaments, by 1st August 2015.（www.ipu.org　閲覧日二〇

一五年八月二一日）．地域別、国別はいずれも下院の状況を示している。なお、フランスの女性議員比率は二六・二％で四六位、日本は九・五％でボツワナと並んで一一七位である。

（4）毎日新聞二〇一〇年三月七日付朝刊、竹信三恵子（二〇一〇）『女性を活用する国しない国』岩波ブックレット No.791、岩波書店、一九頁。

（5）クォータ制の分類については、辻村みよ子（二〇〇七）「政治参画とジェンダー」、川人貞文・山元一［編］『政治参画とジェンダー』東北大学出版会、五－四二頁を参照。

（6）糠塚康江（二〇〇四）「パリテが提起する普遍主義的憲法学の課題」、辻村みよ子［編］『世界のポジティヴ・アクションと男女共同参画』東北大学出版会、一一七－一四二頁、糠塚康江（二〇〇五）『パリテの論理』信山社、Réjane Sénac-Slawinski (2008) *La parité*, Que-sais-je?, PUF など。

（7）Birte Siim (2000) *Gender and Citizenship: Politics and Agency in France, Britain and Denmark*, Cambridge University Press.

（8）鈴木規子（二〇〇七）『EU市民権と市民意識の動態』慶應義塾大学出版会。

（9）ユテ・ベーニング、アンパロ・セラーノ・パスキュアル（高木郁朗・麻生裕子［訳］）（二〇〇三）『ジェンダー主流化と雇用戦略―ヨーロッパ諸国の事例』明石書店、三三頁。

（10）中田瑞穂（二〇一一）「EUのジェンダー平等政策と国内ジェンダー・パラダイム―チェコ共和国の事例」、日本比較政治学会編『ジェンダーと比較政治学』ミネルヴァ書房、一〇一－一三三頁。

（11）マーシャルのいう「市民（公民）的権利」とは個人の自由のために必要とされる諸権利のことで、人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し正当な契約を結ぶ権利、裁判に訴える権利をさしている。「政治的権利」とは議会への選挙権や被選挙権を意味している。「社会的権利」とは経済的福祉と安全の最小限を請求する権利に始まり、広範囲の諸権利を意味している。たとえば教育システムと社会的サービスである。T・H・マーシャル、トム・ボットモア（岩崎信彦・中村健吾［訳］）（一九九三）『シティズンシップと社会的階級』法律文化社、一五－一六頁。

（12）デレック・ヒーター（田中俊郎・関根政美［訳］）（二〇〇二）『市民権とは何か』岩波書店、三二－四〇頁。例えば、社会的権利が公民的あるいは政治的権利に先んじた例として、ビスマルク時代のドイツや、一九四五年以降の

ソ連および東欧諸国が挙げられる。

(13) ネー・バンサドン（池田節雄［訳］）（一九八三）『女性の権利―その歴史と現状』、白水社文庫クセジュ。

(14) Catherine Achin, Sandrine Lévêque (2006) *Femmes en politique*, Collection Repères, Paris: Editions de La Découverte, p.12.

(15) バンサドン（一九八三）七八－七九頁。

(16) バンサドン（一九八三）七八－七九頁。

(17) バンサドン（一九八三）七六頁。

(18) Achin, Lévêque (2006) p.16.

(19) バンサドン（一九八三）五五－五六頁。

(20) Achin, Lévêque (2006) p.17.

(21) 一九七九年時点のデータ。バンサドン（一九八三）一四五頁。

(22) Décision n°82-146 DC du 18 novembre 1982.

(23) 糠塚（二〇〇五）五六－六〇頁。

(24) フランソワーズ・ガスパール、クロード・セルヴァン＝シュライバー、アンヌ・ル＝ガル（一九九二）『女性市民よ、権力の座へ―自由、平等、パリテ』が公刊、パリテの思想が広まった。一九九六年にはクレッソン元首相をはじめ女性閣僚経験者による「パリテを求める一〇人宣言」が発表され、女性議員比率を三分の一にする義務的クォータ制導入や、積極的差別が必要ならば憲法改正を求めるといった内容である。糠塚（二〇〇四）一二一－一二二頁。

(25) クレール・ベルナール（二〇一三）『グローブ』一一七号、二〇一三年八月一八日付、一〇面。

(26) 糠塚（二〇〇五）八五頁。

(27) 糠塚（二〇〇四）二一－一二二頁、一三一頁。

(28) 鈴木（二〇〇七）。

(29) Pierre Rosanvallon の議論については Achin, Lévêque (2006) pp.18–19 を参照。

(30) Geneviève Fraisse の議論については Achin, Lévêque (2006) pp.18–19、糠塚（二〇〇五）一二二頁を参照。

(31) Joan Scott の議論について Achin, Lévêque (2006) p.21 参照。
(32) ドミニク・ルソー（阿部智洋［訳］）（二〇〇七）「一九九九年七月八日憲法改正―抽象的普遍主義から具体的普遍主義へ」、川人・山元［編］『政治参画とジェンダー』東北大学出版会、七九－九二頁。
(33) ルソー（二〇〇七）八七頁。
(34) ルソー（二〇〇七）八八頁。
(35) 「欧州女性ロビー」のフランス連絡機関ＣＬＥＦ（Coordination française pour le Lobby Européen des Femmes）の男女平等（パリテ）担当官ニコル・ルノー氏へのインタヴューより（二〇一一年九月二六日パリにて）。
(36) 同右。
(37) 宮島喬（二〇〇四）「シティズンシップにおけるジェンダーと平等―フランス政治とパリテ（男女同数制）をめぐって」『応用社会学研究』四六、七－一六頁。
(38) Siim (2000)。
(39) 一九九五年一〇月一八日の政令（décret）によって、首相の直轄化に独立の委員会として設置された。
(40) Mariette Sineau (2011) *Femmes et pouvoir sous la Ve République*, Les Presses de Sciences Po., Annexes, pp.281–291.
(41) Emanuela Lombardo (2003) “EU Gender Policy: Trapped in the ‘Wollstonecraft Dilemma’?”, *The European Journal of Women’s Studies*, pp.161–164.
(42) 柴山恵美子・中曽根佐織［編著］（二〇〇四）『ＥＵの男女均等政策』日本経済評論社、一三二頁。
(43) 同右。
(44) 柴山恵美子・中曽根佐織［編訳］（二〇〇四）『ＥＵ男女均等法・判例集』日本経済評論社、四六頁。
(45) この結果、すべてのコミッショナーが男女機会均等に関与することになり、当初の「狭く深く」から「広く浅く」へ推移した。このことはジェンダーに関する専門家を弱体化させ、これまでＥＵが積み重ねてきたインフラを破壊するのではないかといった懸念もある（Lombardo (2003) pp.161–164）。
(46) ベーニング、パスキュアル（二〇〇三）三三頁。

(47) ベーニング、パスキュアル（二〇〇三）三三頁。
(48) 中田（二〇一一）一〇一頁。
(49) ベーニング、パスキュアル（二〇〇三）。
(50) ベーニング、パスキュアル（二〇〇三）。
(51) 鈴木規子（二〇一一）「フランスの教育における男女平等政策—高等教育段階への女子の進路」『フランス教育学会紀要』第二三号、五七－六二頁。
(52) 中田（二〇一一）一〇一－一三三頁。
(53) ベルナール（二〇一三）、一〇面。
(54) 同右。
(55) 同右。